

令和4年第2回東京都北区教育委員会定例会

会議月日	令和4年2月7日(月)午後1時30分		
開催場所	北区教育委員会室		
出席委員	教育長 清 正 浩 靖	委員 本 間 正 江 (オンライン出席)	委員 齋 藤 邦 彦 (オンライン出席)
	委員 名 島 啓 太 (オンライン出席)	委員 齋 藤 邦 彦 (オンライン出席)	委員 長 谷 川 み どり (オンライン出席)
	委員 阿 良 田 由 紀 (オンライン出席)	委員 齋 藤 邦 彦 (オンライン出席)	委員 長 谷 川 み どり (オンライン出席)
事務局職員	教育振興部長	教育政策課長 (東京オリンピック・パラリンピック教育調整担当副参事、 生涯学習・学校地域連携課長)	学校支援課長
	学校改築施設管理課長	教育指導課長	教育総合相談センター所長
	飛鳥山博物館長	中央図書館長	子ども未来部長
	学校適正配置担当課長	子ども未来部参事 (子ども未来課長、子ども環境応援担当課長)	子どもわくわく課長
	子ども未来部参事 (子ども未来課長、子ども環境応援担当課長)	保育課長	子ども家庭支援センター所長
	児童相談所開設準備担当副参事		

会議に付した議案等並びに審査結果

日程	議案番号	提 案 内 容	結 果
1	1号	令和3年度東京都北区一般会計補正予算(第9号)等に 係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29条の規定に基づく意見聴取について	承認
2	2号	幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条 例の一部を改正する条例等に係る地方教育行政の組織 及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴 取について	承認
3	3号	東京都北区教育委員会事務局処務規則の一部を改正す る規則	承認
4	4号	東京都北区教育総合相談センター処務規則の一部を改 正する規則	承認

5	5号	東京都北区教育委員会公告式規則の一部を改正する規則	承認
6	6号	東京都北区教育委員会会議規則の一部を改正する規則	承認

日程	報告事項	報告内容	結果
7	3号	中学校における新たな知的障害特別支援学級（固定学級）の開設準備について	了承
8	4号	学校、学童クラブ及び保育園における医療的ケアの実施について	了承
9	5号	後援・共催事業に関する報告	了承

令和4年第2回東京都北区教育委員会定例会会議録

令和4年2月7日(月) 13:30

清正教育長

それでは、出席委員が定足数に達していますので、会議は成立しています。

これより、令和4年第2回北区教育委員会定例会を開会いたします。

日程第1、第1号議案「令和3年度東京都北区一般会計補正予算(第9号)等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」を議題に供します。

初めに、令和3年度東京都北区一般会計補正予算(第9号)について、教育政策課長から説明をお願いいたします。

教育政策課長

それでは、第1号議案でございます。

議案書1ページをおめくりいただきまして、区長から教育委員会宛ての意見聴取を求める依頼文でございます。

5ページまでお進みいただきます。令和3年度補正予算(第9号)です。教育振興部及び子ども未来部両部の予算額を合算してお示ししてございます。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入でございます。上の表の右から2列目が補正額の欄でございます。一番下の歳入合計をご覧ください。9億8,616万4,000円の減額でございます。下段の表が歳出となっております。補正額の列一番下の歳出合計でございます。こちらは11億1,475万9,000円の減額でございます。

6ページの裏面をご覧ください。第2表、繰越明許費補正でございます。お示しの9事業につきまして、年度内にその支出が終わらない見込みとなったため、翌年度に繰り越しして用いることができるようお願いするものでございます。

その下が第3表、特別区債補正でございます。区は、地方自治法の規定によりまして、外部から資金を調達する長期の借入金である特別区債を発行することができます。施設建設など、多額の資金を要する場合に発行できるものでございます。起債の目的欄の2つの事業につきまして、お示しのように限度額を変更するものでございます。

続きまして、資料が変わりまして、第1号議案参考資料①をもとにご説明させていただきます。

まず教育振興部に関するものでございます。初めに、裏面の歳出でございます。左から2列目が補正額の列です。歳出の補正額のほとんどが減額の表示となっております。理由につきましては、右から2列目の増減説明欄にお示しのとおりでございます。

特徴といたしましては、新型コロナウイルスの影響による事業の中止、縮小、あるいは実施の延期、あるいはコロナ禍の影響による指定管理者委託料の減収補填等が含まれてございます。

主なもののみご説明いたします。

上から6行目、日本語適応指導員派遣事業費。お示しのように派遣実績が少なかったことによるものでございます。

上から7行目、文化体育等行事費。部活動指導員の未配置の学校があること、あるいは

パラリンピックの観戦中止によるものでございます。

その他、お示しのとおりとさせていただきます。

表面にお戻りいただきまして、今度は歳入をご説明いたします。

左から2列目の縦に、歳入の補正額をお示ししてございます。歳出と同様に、右から2列目が増減説明欄でございます。お示しのとおりでございます。

上から3行目、防火水槽撤去工事費とございますのは、神谷中学校と旧神谷公園に都が設置していた防火水槽につきまして、仮称都の北学園の建設に伴い、区において撤去するに当たり都からの負担金約1,450万円を計上しているものでございます。

下から9行目、飛鳥山博物館への指定寄付金でございます。大田区在住の方から、中央図書館の赤れんが建物の保存のために使ってほしい旨申し出がございまして、博物館で今年度末に作成する「旧東京砲兵工廠れんが造建造物保存活用工事報告書」の作成費用の一部に充てることといたしました。

その他はお示しのとおりとさせていただきます。

以上が教育振興部の補正予算に関する説明でございます。この後、子ども未来部分につきまして、子ども未来部参事からご説明します。

子ども未来  
部参事

それでは、続きまして子ども未来部のご説明をさせていただきます。

議案の説明資料②に沿って、主なものだけ触れさせていただきます。

資料②を1枚おめくりいただいて、2枚目の3ページ、福祉費の歳出の内訳が示してございます。

いずれも今年度の実績見合いの残額を減額補正するものでございます。それ以外の動きの主なものといたしましては、今般、地方創生臨時交付金を活用いたしまして、いわゆるエッセンシャルワーカーの勤める職場、子ども未来部で申し上げますと保育園、児童館、子どもセンター、学童クラブ、私立幼稚園、それから養護施設に一律50万円を基本として給付金を支出することといたしております。

この給付金の趣旨としては、物資や従事者の慰労金ということで、施設の規模によっては最大で200万円ほどの額をそれぞれ要綱に基づいて給付することにいたしました。

その増額の補正が、ただ今ご説明しております説明資料の3ページに児童保育費という欄が中ほどより少し下でございますけれども、その(4)の民間保育所運営支援事業費、2つほど飛びまして児童館運営費、その下の子どもセンター等運営費、一つ飛びまして放課後子ども総合プラン事業費、また一つ飛びまして子ども家庭在宅サービス事業費、これらのところに、こうした予算を増額して補正予算として計上させていただいております。

裏面をおめくりいただきまして、4ページの表の中段ほどに(5)私立幼稚園幼児教育振興費がございまして、こちらにも同様の趣旨の給付金のための予算措置をさせていただいております。

議案に戻りまして、議案の6ページをお開きください。

議案の6ページの上段に、繰越明許費補正がございまして。ただ今ご説明いたしました給付金については、2月、3月からの給付事務になるために、年度をまたいで給付できるような措置を講じさせていただきます。

そのため、この繰越明許費というのは、3年度予算で組ませていただいた予算を4年度にも執行可能にするということで、通常より様々な科目にわたって繰越明許費として予算を組ませていただいておりますが、趣旨といたしましては、先ほどご説明した50万円を基本とした給付を行うための経費が繰り越されているところでございます。

子ども未来部の予算の主立ったもののご説明は以上でございます。

清正教育長

説明ありがとうございました。まず、令和3年度東京都北区一般会計補正予算（第9号）につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

（質疑・意見なし）

清正教育長

ありがとうございます。

それでは、次に令和4年度東京都北区一般会計算予算について、教育政策課長から説明をお願いいたします。

教育政策課長

それでは、当初予算、教育振興部分についてご説明いたします。しばらくの間お時間を頂きます。

議案書9ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算でございます。こちらは両部の予算額を合算した表になってございます。上段が歳入で、表の一番下の歳入合計は、お示しのとおり173億3,947万2,000円でございます。

下段、歳出でございます。それぞれ各款にお示しのとおり、合計で543億3,414万円でございます。令和3年度より17億円ほど少ない歳出額となっております。

続きまして、裏面10ページをご覧ください。第2表、債務負担行為でございます。予算は単年度主義でございますが、大規模な工事なので複数年にわたる契約の場合に、あらかじめ定めた期限までの限度額の範囲で予算執行を行うことを前もって議会に了解を得ることとなっております。

お示しの上段2つの事項につきましては、令和4年度から令和5年度にかけてでございます。それから一番下、堀船中の設計委託につきましては令和5年度から令和6年度までにかけての複数年にわたる委託となっております。お示しの期間、限度額をもって債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

その下が第3表、特別区債です。将来的に計画的な学校改築等を進めるために、借り入れをして効率的な財政運営を図ってまいります。学校改築事業につきまして、お示しの限度額としてお願いするものでございます。

続きまして、第1号議案参考資料③、折りたたみであるA3の縦の大きな資料でございます。こちらに基づきまして説明させていただきます。

こちらは教育振興部分でございます。当初予算額につきまして、昨年度との増減比較を示してございます。

1ページ目が歳入です。歳入は左から縦列の2列目、項ごとに予算額を整理した表となっております。右の列に増額、それから減額、主要要素をお示ししてございます。歳入につきましては、お示しのとおりとさせていただきます。

なお、一番上段の使用料・手数料の主な増額要素欄、飛鳥山博物館観覧料増額は、令和3年度中に適用した大河ドラマ館入館者無料の減免制度が終了したことに伴うものでございます。

2ページ、3ページが歳出となっております。歳出は、予算書が目ごとに予算額を整理してお示ししてございます。主な増減額要素のみ触れさせていただきます。資料の上段、教育費、教育総務費、事務局費の主な増額要素の欄、学び未来課の事務費皆増は、新組織設置に伴う新たな会計年度任用職員2名の配置などによるものでございます。

その右、教育政策課事務費減額（通信費補助金終了）とございますのは、1人1台端末導入前の制度で、家庭に端末はあるものの月当たり20ギガバイトまで契約していない世帯に対して、緊急補完的に通信料の助成を行っていましたが、この助成を終了するものでございます。

なお、現在は、家庭における通信環境が十分でない家庭につきましては、モバイルルーターの貸し出しにより対応させていただいております。また、通信環境のない家庭に対するモバイルルーターの貸し出しにつきましては、令和4年度限りといたしまして、継続して貸し出しを行っていくこととしています。

主な増額要素欄、その下でございますけれども、教育指導費のグローバル人材育成プロジェクト事業費増額でございます。学級増に伴うALTの派遣日数等を増やすことによるものでございます。

小学校費、真ん中から少し下のところでございます。主な増額要素の四角の中でございます。下から5行目、移動教室及び自然体験教室のバス借り上げ賃借の増額でございますけれども、こちらはバスの単価増によるものでございます。

3ページまでお進みください。上段、中学校費の学校管理費です。主な増額要素欄、特別支援教育推進費増額は、対象児童が小学校から中学校に持ち上がることによりまして、必要経費をこれまで中学校費1名だったものを3名に増額するというものでございます。

それから、3ページの下から3つ目の四角に社会教育総務費がでございます。科学教室事業費増額（お茶の水女子大学連携事業）でございますけれども、コロナ禍の緊縮予算により昨年度休止としていた科学・環境スクール、あるいはサイエンスラボの再開に伴い計上するものでございます。

なお、この2つの事業につきましては、教育指導課から生涯学習・学校地域連携課へ事務移管を行います。

そのすぐ下、埋蔵文化財発掘調査事業費増額です。令和2年度に取りまとめた中里貝塚整備基本計画に基づき、中里貝塚史跡広場の整備に向けて具体的な基本設計を行うための経費を計上するものでございます。

続きまして、第1号議案説明資料④と書かれている資料をご覧ください。

令和4年度の主要事業一覧（教育振興部）でございます。こちらは、一番右の縦の列にお示しのとおり、課ごとに並べ替えた主要事業の表でございます。令和4年度、3年度の予算額及びその増減をお示ししてございます。

1番が、教育ビジョンの改定の関係です。現在、区長部局において新たな区の基本構想につきまして、遅くとも令和5年度当初までを目標として策定作業を進めております。この新たな基本構想が策定された際には、速やかに区の各種計画を策定する必要がございま

す。教育ビジョンにつきましては、通常5年サイクルの改定となっておりますが、これを1年前倒して改定作業を行うというもので、来年度、区民アンケート調査、その後、令和5年度に改定作業を行うということで、アンケート調査実施の経費を計上してございます。

2番が、新設する学び未来課でございます。事務費です。学び未来課の人員体制でございますけれども、課長、それから指導主事を含む10名体制を予定してございます。2つ係がございますけれども、教育環境調整係は教室あるいは学校徴収金公会計化等の検討を行う4名体制の係で、もう一つの教育情報化推進係は、GIGAスクールあるいは校務支援システムなどICT全般を所管いたしまして、職員4名と指導主事を配置予定でございます。さらに、これまで教育指導課に配置していたICT教育アドバイザー1名、機能を強化いたしまして、教育情報化推進員として2名を配置するものでございます。この配置の経費等を計上してございます。

3番は割愛いたします。

4番、校舎等維持修繕費です。こちらも割愛いたします。

5番が、35人学級児童生徒数増への対応として、お示しの工事や設計を行うものでございます。

6番、お示しの改築に向けて必要な経費。

7番、滝四小、谷端小のリノベーションに係る経費でございます。

8番、割愛いたします。

9番、この後学校支援課長から説明いたしますスタディサプリの関係でございます。小学校3年生まで拡充して提供してまいります。それから、ソフトウェアの経費、あるいは全校の保守運用委託経費等を計上してございます。

10番は割愛いたします。

11番、お示しの3校の開設準備経費でございます。

裏面2ページ一番上の12番、栄養管理ソフトのバージョンアップに伴う経費を、この給食管理事業費に増額として計上してございます。バージョンアップに伴う作業の経費約200万円を見込んでおります。

13番、お示しの多子世帯を対象とする給食費の補助対象増に伴うものでございます。

14番、給食室の空調です。来年以降5年をかけて給食室の空調未設置校に順次設置してまいります。

15番です。こちらは小中学校に生理用品を配備する予定でございまして、具体的な方法については調整中です。

16番、「青淵義塾」の開講でございます。渋沢翁の雅号、いわゆる愛称でございます。青淵に義塾という教育機関を意味する用語を組み合わせ、青淵義塾という名称を命名いたしました。渋沢翁の人物像、理念、思想などを学ぶ講座を入門編、初級編とに分けまして、それぞれ30名～40名を対象に合計8回程度の講座を開講するものでございます。

17番、こちらは学級増に伴うALTの派遣日数等を増やすことによるもの、あるいは英検の検定料値上げに対応する必要な経費でございます。

18番、こちらは学力パワーアップ講師、あるいは学級経営支援員の報酬等でございます。

19番、学校図書館システムの開発委託、保守委託に必要な経費でございます。

20番、医療ケアを要する児童の支援として、看護師を配置するための経費などを計上してございます。

21番、飛鳥山博物館に設置している防犯カメラでございます。経年劣化により9台の映像が不鮮明となっていることから、設備一式を入れ替えるための経費でございます。

22番です。図書館システム。現行のシステムは令和4年12月までとなっており、新たなシステムは令和5年1月から稼働いたします。新システム構築のための経費を計上してございます。

以上、教育振興部の主要事業の説明とさせていただきます。この後、子ども未来部分につきまして、子ども未来部参事からご説明いたします。

子ども未来  
部参事

それでは、引き続きまして子ども未来部分のご説明をさせていただきます。

まず、第1号議案参考資料⑤と書いてあります大きな表をご覧ください。

まず、子ども未来部の全体予算でございますが、この表の下段の歳出の一番下の段、令和4年度予算額が299億2,576万円、対前年比でいきますと、1ポイントほど減少しております。

全体の減少の要因といたしましては、一番大きな要因が保育園の待機児童が一段落したことで、新設の保育園を予定していないというところからです。それから、手当関係で制度改正が行われたことによって、1%ほど減少しているわけでございますが、コロナ対策の維持も含めて、事業のレベルとしては次年度以降も維持または充実の方向で予算を組ませていただいております。

細かい内訳で主なものをご説明させていただきます。第1号議案参考資料⑥をご覧ください。上から幾つか手当関係が続きますが、1番目の児童手当経費、こちらは説明欄の後段にも記載させていただいておりますが、児童手当のいわゆる高額所得者については、これまで全ての方々に一律5,000円を支給していたのですが、標準世帯で所得が1,200万円を超えるものについては、令和4年10月から法令に基づいて支給を停止することになります。その部分の予算が減額となっております。

2つ飛びまして、4番の子ども未来応援事業費でございます。こちらは、コロナ禍の対応ということもあって、子ども食堂への支援の拡充、それから見守りの強化ということで、必要な食材等を円滑に調達できるようにしようという趣旨で、フードパントリー団体への新規補助を開始いたします。

次の5番、(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画策定費でございますが、先ほど教育振興部で教育ビジョン等の改定のご報告をさせていただきましたが、それと同趣旨で、こちらの計画も北区の基本構想に合わせて前倒しして改定を予定しております。また、改定に当たりましては現在、子ども子育て支援計画と未来応援プランの2本立てになっておりますが、この計画を一本化した総合計画を検討してまいりたいと、その予算を計上させていただきます。

それから6番から13番までは、私立保育園の整備、あるいは私立幼稚園の助成金等が計上されておりますけれども、特に6番のところの私立保育園の整備については、先ほどお話ししたように、私立保育園の誘致は令和4年度はいったん見送りを予定しております



ので、それに見合う経費が前年度比で大きく減額となっているところです。

14番、留守家庭児童対策費ということで、学童クラブの経費が計上されております。

こちらは3億円余と大きく増額になっておりますが、これは直営の学童クラブを委託に置き換えたことによって、職員の人件費が委託料に付け替わっているため、このような予算の動きになってございます。

裏面をご覧ください。

2ページの16番から21番までは、保育園の経費が計上されてございますけれども、主立ったところで申しますと、18番の私立保育所委託費の①でございまして、私立認可保育所1園新設となっております。これは、もうじき竣工いたします平塚神社の境内の中に新しくできる保育園が、来年度1園予定されているという予算でございまして。

それから、21番に、民間保育所運営支援事業費とございますが、このうちの⑨に保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業というのがございます。こちらは、既に報道等でもアナウンスされております保育士等の処遇改善のためにお給料を3%程度の引き上げということで、それらの経費を合計いたしまして、こちらの事業費が総額で2億円弱程度の増となっております。

少し飛ばしまして、27番、児童相談所開設準備費ということで、来年度からは、いよいよ児童相談所の新築に向けて基本設計に着手するという経費が計上してございます。

それから、28番のところに、在宅要支援児受入体制整備事業費ということで、1千万円ほどの経費が計上してございますが、これは親御さんがコロナの陽性になられたときに子どもだけが取り残されてしまう、そういう事態が生じたときに、医療機関等がその子どもを受け入れるための経費を計上させていただいております。

なお、今年度に同様の事象が発生した場合には、同様の趣旨から、こちらは予備費で対応させていただくということで、区長部局とご相談しているところでございます。

私からのご説明は以上でございます。

清正教育長

説明ありがとうございました。

本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

本間委員。

本間委員

ご説明ありがとうございました。令和4年度の主要事業のことで、幾つか教えていただきたいことがあります。

まず、教育振興部の9番のGIGAスクール構想事業費に関することです。来年度もスタディサプリに多大な費用をかけて導入してくださったことを大変ありがたく思っております。また、さらに拡充ということで、そのことも大変ありがたいと思っております。増減を見ますと、拡充したにもかかわらず額として少なくなっている理由を教えてくださいたいのがまず一点です。

それから、スタディサプリは、コロナ禍において学級閉鎖等が起こった場合でも大変有効に活用されていると思います。反面、多大な予算がかかることから、全体への予算の圧迫をしている部分もあろうかと思っております。現状の活用の状況と、令和5年度以降の見通しをお持ちでしたら教えていただきたいということが2点目です。

それから直接的なことではないのですが、給食設備に話が及んでおりましたので、先般、王子小に伺いましたときに、王子小と王子桜中の給食室が両方一緒に1箇所ということで、児童が増加していくに伴い今後、給食を賄うに足る状況ではなくなる見通しと伺いました。この点について、今現在どのようにお考えなのか分かる範囲で教えていただけたらと思っております。

それから、あと2点ございます。魅力ある学校図書館づくりの事業費で、学校図書館システムがちょうど変わっていく時期に当たっておりますけれども、先日、浮間中学校に訪問させていただいた折り、浮間中学校が図書館との複合施設ということで、その利点を生かしたシステムの在り方について考えていきたいというお考えを校長先生から伺いました。浮間中学校について何か特段の配慮、他とは違うものをお考えなのかどうかも教えていただきたいと思っております。

最後です。20番の医療的ケア児について、これもまた後ほど議題になるかとは思いますが、看護師等の専門家が入って医療的ケアをしていくことはもちろんですので、それに対して一般の職員もある程度の研修体制が必要だと思っております。このことについては、ここではなくて後ほどでも結構ですので、教えていただけたらと思っております。以上です。

清正教育長 　ただ今の質問に対して、理事者は適宜説明をお願いします。  
では、学校支援課長。

学校支援課長 　学校支援課長の千田です。今のご質問のうち、まずGIGAスクールのスタディサプリについてお答えします。

こちらの予算額が少なくなっておりますのは、来年度もスタディサプリを継続して使うことに当たりまして、リクルートから1人当たりの単価を下げるというご提案があり、そちらで安く提供していただけることになったためでございます。

また、端末の今後の活用につきまして、今でも例えばコロナで学級閉鎖をしているようなところでは、GIGAスクールの端末を活用して学習の補填などを行っていると聞いております。GIGAスクールの端末を活用し教員の研修等も進めていきたいと考えております。私からは以上です。

清正教育長 　今、聞き取れましたでしょうか。

本間委員 　一部、聞き取れないところがありましたが、おおよそ趣旨は分かりました。

清正教育長 　大丈夫ですか。

本間委員 　はい。  
併せて、令和5年度以降の活用について、見通しがありましたらお願いいたします。

学校支援課 　引き続き、来年度の活用状況を見ながら続けて使っていければと思っております。

長

教育政策課  
長

教育政策課長でございます。スタディサプリでございますが、各校でかなり積極的に活用いただいていると捉えているところでございます。

支援課長から説明がございましたように、今、23区でスタディサプリを導入している区が昨年度は3、4区あったのですが、今年度は恐らく北区だけだろうと捉えてございます。スタディサプリの会社からも、北区は23区の中でスタディサプリを使っている数少ない区ということもあり、少しフラッグシップ的な位置付けということもあり、価格のご相談をさせていただき、かなり低廉に利用することができるということでございます。一部、到達度を測る機能を導入しつつ、利用学年の拡充もしながら来年度は提供させていただくということで、来年度も積極的に活用してまいります。

なお、財政当局と話してございますのは、GIGAスクール構想全体は、教育委員会としては当初の3年間。これは導入期、成長期、成熟期と捉えておりますけれども、この3年間はぜひスタディサプリを活用させていただきたいという内々の調整、話し合いをしているところでございます。いずれにいたしましても、来年度の各校の活用状況によっては、令和5年度も活用する可能性が十分にあるだろうと捉えているところでございます。

それから、全体の経費でGIGAスクールの予算が減額されているのではないかということについては、昨年度においては端末の導入にかかる経費あるいは校舎内の高速通信環境の整備経費に多額の予算を積んでいたところでございまして、この辺りが主な減額の要素と捉えているところでございます。

以上、説明とさせていただきます。

本間委員

これについて大変よく分かりました。ありがとうございました。

学校改築施  
設管理課長

教育長、学校改築施設管理課長です。

清正教育長

学校改築施設管理課長

学校改築施  
設管理課長

学校改築施設管理課長でございます。

王子小学校、王子桜中学校の対応といたしましては、子ども未来部において、旧育ち愛ほっと館を活用した放課後に利用できる校舎を整備しているところでございます。その後、空いた校舎につきまして、令和4年度に教室化工事を行います。王子小学校につきましては、引き続き児童増が見込まれている状況でございます。その後の対応につきましては、給食棟の対応も含めて、さらなる対策が必要かどうか人口推計等も見ながら早急に検討していきたいと思っております。以上でございます。

清正教育長

では、最後の1点について、教育指導課長ご説明をお願いします。

教育指導課

教育指導課長でございます。学校図書館システムについてお答えいたします。

長	導入を予定しております学校図書館システムは、クラウド型で構築ということで考えております。ネット環境でアクセスして使用できるシステムということで、学校ごとに細かなカスタマイズをする予定はございません。また、仕様として地区図書館との接続も考えておりません。従って、学校図書館の本を地区図書館のシステムで借りることや、逆に地区図書館の本を学校図書館システムで借りることなどはできない仕様になっております。以上です。
本間委員	システム上、区と学校を分けなければいけないということについては理解できますが、浮間中を複合施設にした利点を生かすという視点で、そこだけまた別枠で考えるということは予算的にもシステムの的にも難しいという理解でよろしいでしょうか。
教育指導課長	図書館長と代わります。
中央図書館長	中央図書館長、堀田でございます。 浮間中学校についてでございますが、浮間中学校の校長先生から、浮間図書館との連携についてご要望を頂いております。具体的に申しますと、学校図書館にある書籍を浮間図書館でも貸し出しすることができないかというご要望です。例えば、土曜日や日曜日の学校が休みのときに、生徒の皆さんに学校の本を貸し出すことができないか、また校長先生がご推薦する図書を貸し出ししてほしいということでございました。 こちらについて、浮間図書館で貸し出すためには、システム上、貸し出す本を浮間図書館の蔵書にせざるを得なくなります。また、紛失したときの取り扱いや蔵書管理上の問題から、運用上難しいとご相談させていただいております。なお、浮間図書館の蔵書には学校図書館と同じものがございますので、それについて貸し出すことはできると校長先生にご了解をいただいたところでございます。 ただ、今後、学校側と調整させていただきながら浮間図書館と連携が取れるような形を取っていきたいと考えております。以上でございます。
本間委員	よろしく願いいたします。
清正教育長	ありがとうございます。 他にいかがでしょうか。 では、教育総合相談センター所長。
教育総合相談センター所長	教育総合相談センター所長の佐藤でございます。 医療的ケアにおける職員向けの研修の話でございます。まず、看護師そのものは実績のある民間事業者に委託しますので、看護師そのものの研修は予定しておりません。一方で、医療的ケアにつきましては学校の養護教諭、あるいは担任と連携が欠かせません。つきましては、北区特別支援学校等、基本的に医療的ケアはもう既に実施している学校の先生たちと協議しながら、何かしらの研修等ができればと思っております。

	以上でございます。
本間委員	ありがとうございました。
清正教育長	ありがとうございます。 予算につきまして、他にご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。  (質疑・意見なし)
清正教育長	それでは、第1号議案につきまして採決に入らせていただきます。 各委員より賛成または反対の表決をお願いいたします。 まず、本間委員、お願いいたします。
本間委員	賛成です。
清正教育長	ありがとうございます。続きまして、名島委員、お願いいたします。
名島委員	賛成です。
清正教育長	ありがとうございます。続きまして、齋藤委員、お願いいたします。
齋藤委員	賛成です。
清正教育長	ありがとうございます。続きまして、阿良田委員、お願いいたします。
阿良田委員	賛成です。
清正教育長	ありがとうございます。続きまして、長谷川委員、お願いいたします。
長谷川委員	賛成です。
清正教育長	ありがとうございます。 賛成多数です。よって本件は意見なしとすることに決定いたします。 次に、日程第2、第2号議案「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」を議題に供します。 教育指導課長から説明をお願いいたします。
教育指導課長	教育指導課長でございます。幼稚園職員の議案について説明いたします。 現在開会中の令和4年第1回北区議会定例会に上程する見込みとなりました「幼稚園教

育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、区長から意見聴取が来ておりますので、改正の内容をご説明いたします。

お手元の資料の5ページ、第8号議案「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について」の説明欄をご覧ください。

幼稚園教育職員を対象として、出生サポート休暇を新設するため、本条例案を提出いたします。出生サポート休暇は、不妊治療と仕事の両立を支援するため、職員が不妊治療にかかる通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇で、国家公務員については昨年12月に人事院規則が改正され、令和4年1月1日から不妊治療のための休暇が新設されております。これらを踏まえ、特別休暇に出生サポート休暇を追加する本条例案を上程いたします。

なお、承認日数は年間5日以内、取得単位は、日または時間で承認することを想定しております。

承認日数や取得単位等、詳細については本条例案可決後、3月中に教育委員会規則の改正を本委員会へ上程させていただく予定です。

最後に、施行期日でございます。令和4年4月1日といたします。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正に係る意見聴取の説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

清正教育長

説明ありがとうございました。

教育政策課長

それでは、私から、ただ今教育指導課長から説明いただいた一部改正条例の他にもう1件、区長から意見聴取を求められてございます。

7ページまでお進みいただきます。

第2号議案「東京都北区谷村教育基金条例を廃止する条例」でございます。

9ページをお願いいたします。

説明欄でございます。東京都北区谷村教育基金を廃止するため、この条例案を提出するというものでございます。

区では、故谷村はる子氏からの寄付1億円を原資といたしまして基金を創設し、平成15年から令和2年度にかけて18年間、谷村教育基金活用事業を実施してまいりました。区立小中学校における特色ある活動、または優れた学習、文化、芸術活動などに関する事業実施に必要な主に備品等の購入使用に充当してまいりましたが、基金残高が僅少となり、この谷村教育基金活用事業を継続することができなくなりました。

そこで、この谷村教育基金活用事業を後継する事業といたしまして、特色ある教育活動支援事業を「教育ビジョン2020」の重点事業と位置付けまして、今年度から既に実施してございます。

この特色ある教育活動支援事業をご紹介しますと、令和3年度一般財源から360万円の備品購入費を予算計上いたしまして、申請のございました小学校7校、それから中学校2校を採択し、地元の和太鼓の活動グループによる地域と連携した教育活動実践のための宮太鼓4台の購入、あるいはキャリア教育や食育の視点も盛り込んだ小中合同の農業体験学習に必要なテント3台の購入などを採択してきたところでございます。

いずれにいたしましても、谷村教育基金でございますけれども、基金残高がなくなったということでございまして、廃止するものでございます。

9ページ付則のとおり、廃止につきましては令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

清正教育長

説明ありがとうございました。

本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。それでは、第2号議案につきまして採決に入ります。

各委員より賛成または反対の評決をお願いいたします。

まず、本間委員、お願いいたします。

本間委員

賛成です。出生サポート休暇については、大変申出がしにくいのではないかと考えております。また、本来でしたら年間5日ではこれに充てる日数としては不足していると私自身は考えております。ぜひ、現場で取得しやすいような状況をつくっていくことも併せて伝えていっていただきたいと思っております。以上です。

清正教育長

続きまして、名島委員、お願いいたします。

名島委員

賛成です。

清正教育長

ありがとうございます。続きまして、齋藤委員、お願いいたします。

齋藤委員

賛成です。

清正教育長

ありがとうございます。続きまして、阿良田委員、お願いいたします。

阿良田委員

賛成です。

清正教育長

ありがとうございます。続きまして、長谷川委員、お願いいたします。

長谷川委員

賛成です。

清正教育長

ありがとうございます。

賛成多数です。よって本件は意見なしとすることに決定いたします。

次に、日程第3、第3号議案「東京都北区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する

規則」及び日程第4、第4号議案「東京都北区教育総合相談センター処務規則の一部を改正する規則」について、一括して議題に供します。

教育政策課長から説明をお願いいたします。

教育政策課  
長

それでは、第3号議案でございます。教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則でございます。

それでは、議案書5ページまでお進みください。説明欄でございます。教育委員会事務局の組織を改正するため、この規則案を提出するものでございます。

その次のページ、6ページでございます。これに基づいて説明いたします。

第2条でございます。教育振興部及び子ども未来部の各課、係を定めておりますが、教育振興部におきましては、学び未来課を新たに設置いたしまして、教育環境調整係、それから教育情報化推進係の2係制とするものでございます。

次にその下、子ども未来部でございますけれども、子ども未来課、次世代育成係の名称が右側にございます。こちらをそのまま左側、改正後に子ども未来係とするとともに、子ども施設係を設置するものでございます。

その下、子どもわくわく課でございます。事業計画係及び運営支援係の2係制とするものでございます。各課の分掌事務は、後ほどご説明いたします。

次に、6ページの下の方に第3条とございます。第3条から次の7ページの中段辺りでございますけれども、第4条から第9条につきましては、教育環境調整担当部長、それから、学校適正配置担当課長及び子ども環境応援担当課長の廃止に伴いまして、担当部長、担当課長に関する部分を削除するものでございます。

また、7ページの上から5行目の第6条につきましては、学び未来課の新設に伴いまして、学び未来課に統括指導主事及び指導主事を置くことができるよう改正するものでございます。

続きまして、7ページの下段に第13条とございます。こちらの規定は、各課の分掌事務を定める規定でございます。主な改正箇所を中心にご説明申し上げます。

始めに、右側、改正前の教育政策課でございます。右側の下から3行目でございます。第16号、区立学校の情報システム及びセキュリティに関することにつきましては、教育政策課の事務からは削除し、学び未来課の事務とさせていただきます。

併せて教育政策課、左側、改正後の下から3行目に第14号とございますけれども、こちらは昨年度から実施している学校法律相談につきまして、教育行政についての法律的意見に関する事、として規定するとの改正を行ってございます。

1枚おめくりいただいて、8ページまでお進みをお願いいたします。

8ページ右側、改正前の一番上、課務担当主査でございますが、こちらは学校適正配置担当課長を廃止することに伴う改正でございます。

次に8ページの左側、改正後でございます。学び未来課につきましては、お示しの2係体制として新たに設置するものでございます。教育環境調整係につきましては、学校徴収金の公会計化に係る調査研究、それから第2号で、児童生徒数増に伴う教室確保などを所管いたします。一方、教育情報化推進係につきましては、第1号のGIGAスクール構想の推進の他、学校ICT関係に関する事務を所管させていただくものでございます。



また、これに伴いまして、8ページ右側の改正前、下から4行目でございます。学校支援系の学校ICT環境の整備、これを廃止いたしまして、この部分に、8ページ左側の改正後一番下でございます、ここに学校支援系の事務として、「通学路に関すること」。これまでも通学路を所管してございましたけれども、ここに明記するという事で改正させていただきます。

その他、次の9ページにかけまして、今回の組織改正に伴い、教育振興部各課の事務分掌について規定に整備を行っております。

9ページの中ほどから10ページにかけましては、今度は子ども未来部の組織改正でございます。

初めに9ページ、子ども未来部、子ども未来課でございますが、右側の改正前でございます。ページ9の中段でございますけれども、「次世代育成係」の名称を、左側でございます、「子ども未来係」とする他、9ページの左側、下から7行目でございますけれども、子ども施設係を設置し、お示しの児童福祉施設の維持管理に関する事などを所管するものでございます。

なお、子ども未来課につきましては、子ども環境応援担当課長の廃止に伴い、10ページ右側中ほど、上から5行目に課務担当主査とございます、「待機児童解消に関わる施設整備に関する」他を所管してございました課務担当主査の事務の規定を削除する他、所要の改正を行っております。

最後に10ページの左側真ん中、子どもわくわく課とございます。こちらにつきましては、事業計画係と運営支援系の2係体制としまして、事業計画係は、児童館、放課後子ども総合プランの推進に関する事、運営支援係は児童館及び放課後子ども総合プランの運営に関する事などを所管するものでございます。

それでは、議案書5ページにお戻りをお願いいたします。

付則でございます。この付則は、令和4年4月1日から施行させていただくものでございます。

続きまして第4号議案でございます。今度は、教育総合相談センター処務規則の一部を改正する規則でございます。

1枚おめくりいただきまして、説明欄のとおり、教育総合相談センターにつきましても、今回の組織改正と併せて分掌事務の規定を改めるものでございます。

もう一枚、裏面でございますけれども参考資料でございます。新旧対照表をお示ししてございます。左が改正後、右が改正前でございます。

改正前の適応指導教室に関する事の部分について、就学相談に関する事、あるいは不登校対策に関する事、日本語指導に関する事に、左側でお示しのとおり改め、あるいは加えさせていただいたものでございます。より実態に即しまして的確に分かりやすく変えたものでございます。

なお、日本語適応指導教室につきましては、これまで一部の事務処理を教育指導課で行ってございましたが、令和4年度から、指導面と事務処理面を一括して教育総合相談センターで所管してまいります。

1ページにお戻りいただきまして、施行日は、先ほどの3号議案同様、令和4年4月1日とさせていただきます。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

清正教育長      ご説明ありがとうございました。2件の議案につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

本間委員          1点だけ確認させてください。  
今、最後にご説明がありました日本語指導に関することは、これまで低学年の派遣の場合と3年生以上の日本語適応指導教室に通うことで分けていたのも、一本化するという理解でよろしいでしょうか。

教育指導課長      教育指導課長でございます。  
低学年の日本語指導員の配置と、3年生以上の適応指導教室の運営と、併せてセンターに移管します。以上です。

本間委員          ありがとうございます。

清正教育長      ありがとうございます。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。  
それでは、第3号議案及び第4号議案につきましては、採決に入らせていただきます。  
各委員より賛成または反対の表決をお願いいたします。  
まず、本間委員、お願いいたします。

本間委員          とともに賛成いたします。

清正教育長      ありがとうございます。続きまして、名島委員、お願いいたします。

名島委員          とともに賛成いたします。

清正教育長      ありがとうございます。続きまして齋藤委員、お願いいたします。

齋藤委員          とともに賛成でございます。

清正教育長      ありがとうございます。阿良田委員、お願いいたします。

阿良田委員      とともに賛成いたします。

清正教育長      ありがとうございます。続きまして、長谷川委員、お願いいたします。

長谷川委員      とともに賛成です。

清正教育長      ありがとうございます。

賛成多数です。よって2件の議案は議案どおり承認することに決定いたします。

次に、日程第5、第5号議案「東京都北区教育委員会公告式規則の一部を改正する規則」及び日程第6、第6号議案「東京都北区教育委員会会議規則の一部を改正する規則」について、一括して議題に供します。

教育政策課長から説明をお願いいたします。

教育政策課長

それでは、第5号議案でございます。教育委員会公告式規則の一部を改正する規則でございます。

1枚おめくりをお願いいたします。

説明欄でございます。教育委員会規則の公布に係る規定を改めるため、この規則案を提出するものでございます。

それでは、裏面でございます。新旧対照表を用意してございます。

右側、改正前の第1条でございますが、規則の公布に際しましては、教育委員2名のご署名を頂き公布すると定めておりましたが、本日のようにオンライン開催となる場合につきましては、速やかにご署名いただくことが困難であることを踏まえまして、左側の改正後にお示しのとおり、教育長の署名をもって公布することができるものと改正させていただくものでございます。

1枚おめくりいただきまして、付則でございます。この規則は公布の日から施行するとさせていただきます。

続きまして、第6号議案でございます。

説明欄でございます。こちらにつきましても、会議録の署名に係る規定を改めるため、この規則案を提出するものでございます。

裏面、2ページ、新旧対照表でございます。

こちらにつきましても、先ほどの説明と同様に、教育委員会の会議録につきましては、教育委員のご署名を頂くものと定めておりましたが、教育長の署名によるものとさせていただきます。

1ページにお戻りいただきまして、付則でございます。この規則は、公布の日から施行するとさせていただきます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育政策課長

説明ありがとうございました。2件の議案につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。

それでは、第5号議案及び第6号議案につきまして、採決に入らせていただきます。

各委員より賛成または反対の表決をお願いいたします。

まず、本間委員、お願いいたします。

本間委員	どちらも賛成です。
清正教育長	ありがとうございます。名島委員、お願いいたします。
名島委員	両方とも賛成です。
清正教育長	ありがとうございます。齋藤委員お願いいたします。
齋藤委員	両方とも賛成です。
清正教育長	ありがとうございます。阿良田委員、お願いいたします。
阿良田委員	ともに賛成です。
清正教育長	続きまして、長谷川委員、お願いいたします。
長谷川委員	両方とも賛成です。
清正教育長	ありがとうございます。 賛成多数です。よって2件の議案は原案どおり承認することに決定いたしました。 次に、報告事項に移ります。 日程第7、報告第3号「中学校における新たな知的障害特別支援学級（固定学級）の開設準備」について、教育総合相談センター所長から説明をお願いいたします。
教育総合相談センター所長	私から日程第7、報告第3号「中学校における新たな知的障害特別支援学級（固定学級）の開設準備」についてご報告いたします。 資料の次のページをお願いいたします。 現在、固定学級の知的障害特別支援学級は、小学校で10校、中学校で6校に設置しておりますが、新たに中学校1校に開設するため、その準備を行うものでございます。 開設準備を行う学校は、今回リノベーション工事が完了し、この4月1日から新校舎となります飛鳥中学校でございます。滝野川西地区に位置します飛鳥中学校の周辺につきましては、近隣の設置校としては滝野川紅葉中学校、堀船中学校がありますが、特に田端地区からは、遠い人で約3キロ近く離れている現状があります。それに加えて、対象児童・生徒も増加傾向の状況であることから、滝野川西地区における中学校特別支援教育の拡充といたしまして、今年度開設した堀船中学校に続きまして、区内中学校7校目となる飛鳥中学校に学級開設の準備を行うことといたしました。 今後の予定でございますが、改築後の飛鳥中学校におきまして、4月から開設準備を開始いたしまして、並行して東京都への届出と事務処理を行い、1年遅れの令和5年4月開設を目指してまいります。 私からの報告は以上です。

清正教育長

説明ありがとうございました。

本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。

それでは、ここで本件に関する報告は終了させていただきます。

次に、日程第8、報告第4号「学校、学童クラブ及び保育園にける医療的ケアの実施について」、教育総合相談センター所長から説明をお願いいたします。

教育総合相談センター所長

引き続きまして、日程第8、報告第4号「学校、学童クラブ及び保育園における医療的ケアの実施」について報告いたします。

次の資料をご覧ください。

1番の要旨をご覧ください。来年度から医療的ケアが必要な児童が就学する場合におきまして、外部委託による看護師を学校等に配置し、医療的ケアを実施するものでございます。

2番の経緯をご覧ください。昨年9月施行の医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行され、学校、学童クラブ、保育園を利用する医療的ケア児については、保護者が希望する場合においては保護者の付き添いがなくとも適切な医療的ケアを受けられる具体的な措置を講ずることが、施設の設置者である地方公共団体等の責務として位置付けられました。

医療的ケアとは、医療行為に含まれる行為で、生活していく上で必要なものとして保護者は実施できますが、他は原則、医師や看護師等、医療従事者のみに限られる行為です。

3番の内容でございます。現時点の対象者は、学校及び学童クラブで1名。こちらは導尿が必要なお子様です。保育園が2名を予定しており、こちらは経管栄養等が必要なお子さまでございます。

看護師の配置につきましては、訪問看護ステーションへの民間委託を予定しております。

4番の今後の予定ですが、今月、定例校園長会や区議会への報告を行った後、4月から看護師を配置し、医療的ケアを開始する予定です。

5番のその他でございますが、医療的ケアの種類、こちらは生命に関わるリスクによる学校運営への負担や施設環境整備などの課題整理が今後とも必要なことから、4月1日の開始以降も引き続き、庁内内部におきまして関係各課で実施内容や手順等の検討を行ってまいります。

また、医療的ケアを実施するに当たっては、対象児童を中心に、保護者や児童の主治医、区が配置する訪問看護師、学校の養護教諭や管理職の先生方、そして学校医との情報共有が重要になってきます。つきましては、支援方法等につきまして、保護者、学校、教育委員会で協議を重ね、安全に実施してまいります。

裏面をお願いいたします。

参考といたしまして、他区の実施情報を掲載いたしました。実施の多くは、北区同様訪問看護ステーション等への外部委託を中心に実施されております。

私からの報告は以上です。

清正教育長

説明ありがとうございました。

本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

本間委員。

本間委員

もう少し教えていただきたいのですが、例えば複数校に該当のお子さんがいたとしたときに、看護師は、区として1名で両校を看るというイメージでしょうか。

清正教育長

センター所長。

教育総合相談センター所長

看護師の配置ですが、委託業務ですので、仮に1校に導尿のお子さま、別の学校に経管栄養のお子さまがいた場合は、時間帯によって同じ方が複数校を回る場合もありますし、時間帯が重なる場合はそれぞれ学校に看護師に行く場合もあると思います。以上です。

本間委員

分かりました。ありがとうございます。

清正教育長

他にいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

それでは、本件に関する報告は終了させていただきます。

次に、議題9、報告第5号「後援・共催事業に関する報告」について、教育政策課長から説明をお願いいたします。

教育政策課長

それでは、報告第5号、後援・共催の関係でございます。

1枚おめくりをお願いいたします。

今回、名義使用を承認した旨の報告でございます。合計6件でございます。事業名のみ読み上げさせていただきます。

1件目でございます。「1日英語サッカー無料体験イベント」です。

2件目、「れっど・しゃっふる エンジョイバドミントン」です。

3件目、「れっど・しゃっふる 赤羽バスケットボールスクール」でございます。

4件目、「面白い音みつけた!」です。

5件目、「J i m o K i d s デジタルD a y 特別企画」、お示しの事業です。

6件目、「北区AKT STAGE 演劇部第12期中間発表会」です。

以上6件でございます。

事業実績報告は、1件お示しのとおりでございます。

以上、報告とさせていただきます。

清正教育長

ご説明ありがとうございました。

本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。

本件に関する報告は終了させていただきます。

以上で本日の日程全てを終了いたしました。これをもちまして、令和4年第2回教育委員会定例会を閉会させていただきます。